

2022年 行政書士試験

本試験分析 速報

資格の大原

1 合格基準

1 配点

試験科目		出題形式		出題数	配点
法令等	憲法、行政法、民法、商法、基礎法学	択一式	5肢択一式	40問	160点
			多肢選択式	3問	24点
		記述式		3問	60点
計				46問	244点
一般知識等	政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護、文章理解	択一式	5肢択一式	14問	56点
合計				60問	300点

※「法令等」は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」の略です。

※「一般知識等」は、「行政書士の業務に関連する一般知識等」の略です。

※択一式 5肢択一式：1問につき4点

多肢選択式：1問につき8点 空欄（ア～エ）1つにつき2点

※記述式 1問につき20点

2 合格基準

次の要件をすべて満たした者が合格となります。

- ① 「法令等」の得点が、満点の**50%以上**（122点以上）である者。
- ② 「一般知識等」の得点が、満点の**40%以上**（24点以上）である者。
- ③ 試験全体の得点が、満点の**60%以上**（180点以上）である者。

※問題の難易度により、補正的措置が加えられる場合があります。例えば、2014年の合格基準は、試験問題の難易度を評価し、次のとおり補正的措置が講じられています。

- ① 「法令等」の得点が、110点以上である者。
- ② 「一般知識等」の得点が、24点以上である者。
- ③ 試験全体の得点が、166点以上である者。

2

本試験分析

1 正解率

問題番号	科目	正解	正解率
問題1	基礎法学	3	32.2%
問題2	基礎法学	1	70.8%
問題3	憲法	5	55.1%
問題4	憲法	2	28.4%
問題5	憲法	4	80.4%
問題6	憲法	4	77.5%
問題7	憲法	3	85.2%
問題8	行政法	2	24.6%
問題9	行政法	4	81.3%
問題10	行政法	5	55.9%
問題11	行政法	1	90.7%
問題12	行政法	3	70.8%
問題13	行政法	1	72.0%
問題14	行政法	2	80.1%
問題15	行政法	2	82.2%
問題16	行政法	1	72.5%
問題17	行政法	4	37.7%
問題18	行政法	1	73.7%
問題19	行政法	3	64.0%
問題20	行政法	2	89.8%
問題21	行政法	3	64.4%
問題22	行政法	3	79.7%
問題23	行政法	5	67.8%
問題24	行政法	1	39.8%
問題25	行政法	5	94.4%
問題26	行政法	3	90.7%
問題27	民法	1	66.1%
問題28	民法	2	56.8%
問題29	民法	4	60.2%
問題30	民法	5	51.1%
問題31	民法	5	80.9%
問題32	民法	4	83.9%
問題33	民法	2	40.7%
問題34	民法	5	27.1%
問題35	民法	1	61.0%
問題36	商法	5	27.2%
問題37	商法	3	55.3%
問題38	商法	2	20.9%
問題39	商法	4	36.6%
問題40	商法	4	50.0%

問題番号	科目	正解	正解率
問題41ア	憲法	10	78.8%
問題41イ	憲法	7	39.0%
問題41ウ	憲法	20	40.7%
問題41エ	憲法	5	22.9%
問題42ア	行政法	19	58.9%
問題42イ	行政法	11	79.7%
問題42ウ	行政法	6	96.6%
問題42エ	行政法	3	41.9%
問題43ア	行政法	4	80.9%
問題43イ	行政法	15	70.8%
問題43ウ	行政法	20	67.8%
問題43エ	行政法	11	84.7%
問題44	行政法	—	—
問題45	民法	—	—
問題46	民法	—	—
問題47	政経社	5	72.0%
問題48	政経社	5	38.6%
問題49	政経社	4	58.1%
問題50	政経社	1	56.8%
問題51	政経社	3	58.9%
問題52	政経社	2	4.2%
問題53	政経社	2	89.0%
問題54	政経社	4	85.2%
問題55	情報等	1	86.0%
問題56	情報等	1	85.6%
問題57	情報等	5	49.2%
問題58	文章理解	4	93.6%
問題59	文章理解	1	84.7%
問題60	文章理解	5	99.2%

2022年11月15日13時現在 採点サービス利用236名

2 平均点

	法令等※	一般知識等	全体※	合格率
2018年	116.3点	33.2点	149.5点	12.70%
2019年	103.0点	41.4点	144.4点	11.48%
2020年	112.6点	42.3点	154.9点	10.72%
2021年	116.1点	37.0点	153.1点	11.18%
2022年	113.6点	38.4点	152.1点	-

※ 記述式は除く

3 基礎法学

1. 平均正解数

2020年	2021年	2022年
2問中0.6問	2問中1.4問	2問中1.0問

2. 内容

問題番号	内容	ランク
問題1	大陸的な裁判観と英米的な裁判観の違い	C
問題2	法律用語	A

※ランク A…正解率70%超、B…正解率70%以下40%以上、C…正解率40%未満

3. 総評

基礎法学は例年どおりである。今年は過去問学習で正解を導き出せる問題がなかった。基礎法学に関しては、現場思考で常識的に判断する対応も重要である。

4 憲法

1. 平均正解数

① 5肢択一式

2020年	2021年	2022年
5問中2.4問	5問中3.8問	5問中3.3問

② 多肢選択式

2020年	2021年	2022年
空欄4個中2.7個	空欄4個中1.3個	空欄4個中1.8個

2. 内容

問題番号	内容	ランク
問題3	表現の自由に関する判断基準	B
問題4	要指導医薬品の対面販売規制	C
問題5	適正手続	A
問題6	内閣の権限	A
問題7	裁判の公開	A
問題41ア	地方議会議員の出席停止と司法審査	A
問題41イ		C
問題41ウ		B
問題41エ		C

3. 総評

憲法はほぼ例年通りである。上位群（27％）と下位群（27％）の差を弁別指数といい、この差が高いほど良問であるとされる。別の見方をすればこの差が大きい問題が合否を分けた問題ともいえる。データを分析すると、5肢択一式で合否を分けた問題は、問題7となる。問題7の正解肢の判例は、過去に出題された実績はない。憲法に関しては、過去に出題されていない論点であっても、重要判例や基本論点をおさえる必要がある。また、できれば問題4、問題41で出題されている最新判例にも対応できるように情報収集をしておきたい。

5 行政法

1. 平均正解数

① 5肢択一式

2020年	2021年	2022年
19問中12.6問	19問中14.0問	19問中13.3問

② 多肢選択式

2020年	2021年	2022年
空欄8個中6.4個	空欄8個中5.8個	空欄8個中5.8個

2. 内容

問題番号	内容	ランク
問題8	法理論 公法上の権利の一身専属性	C
問題9	法理論 行政契約	A
問題10	法理論 行政調査	B
問題11	行政手続法 申請に対する処分	A
問題12	行政手続法 不利益処分の手続	A
問題13	行政手続法 届出	A
問題14	行政不服審査法 総合	A
問題15	行政不服審査法 審理員	A
問題16	行政不服審査法 教示	A
問題17	行政事件訴訟法 総合	C
問題18	行政事件訴訟法 抗告訴訟の対象	A
問題19	行政事件訴訟法 無効確認訴訟	B
問題20	国家補償 国家賠償法1条1項	A
問題21	国家補償 国家賠償法2条1項	B
問題22	地方自治法 条例	A
問題23	地方自治法 住民監査請求及び住民訴訟	B
問題24	地方自治法 都道府県の事務	C
問題25	行政法総合 国家行政組織法	A
問題26	行政法総合 国籍と住民	A

問題42ア	行政機関情報公開法 開示決定等	B
問題42イ		A
問題42ウ		A
問題42エ		B
問題43ア	国家補償 国家補償の谷間	A
問題43イ		A
問題43ウ		B
問題43エ		A

3. 総評

行政法は例年どおりとなった。データを分析すると、Aランク・Bランクのほぼすべての問題で上位群と下位群に差がついており、昨年同様、行政法が合否を分けたといえる。行政法で確実に得点することが重要である。

6 民法

1. 平均正解数

2020年	2021年	2022年
9問中5.2問	9問中4.0問	9問中4.8問

2. 内容

問題番号	内容	ランク
問題27	虚偽表示の無効を対抗できない善意の第三者	B
問題28	占有権	B
問題29	根抵当権	B
問題30	債務不履行	B
問題31	債務不履行を理由とする契約の解除	A
問題32	賃貸借	A
問題33	法定利率	B
問題34	不法行為	C
問題35	相続	B

3. 総評

民法はここ数年難化傾向が続いている。まずAランクの問題をしっかりと正解したい。データを分析すると、Bランクの問題のうち問題27、35で差がついている。問題27は重要論点であり、特に正解肢は過去に出題された論点である。基本論点をしっかりとっておきたい。

7 商法

1. 平均正解数

2020年	2021年	2022年
5問中2.1問	5問中1.7問	5問中1.9問

2. 内容

問題番号	内容	ランク
問題36	営業譲渡	C
問題37	株式会社の設立における発行可能株式総数の定め等	B
問題38	特別支配株主の株式売渡請求	C
問題39	公開会社における株主総会	C
問題40	会計参与	B

3. 総評

商法はここ数年難化傾向が続いている。まず過去問出題論点、次に頻出論点である株式会社の設立、株式、株主総会、取締役・取締役会の基本事項をおさえておきたい。

8 政治・経済・社会

1. 平均正解数

2020年	2021年	2022年
7問中5.9問	8問中4.5問	8問中4.6問

2. 内容

問題番号	内容	ランク
問題47	ロシア・旧ソ連の外交・軍事	A
問題48	ヨーロッパの国際組織	C
問題49	軍備縮小（軍縮）	B
問題50	郵便局	B
問題51	国内総生産（GDP）の上位6か国	B
問題52	日本の森林・林業	C
問題53	アメリカ合衆国における平等と差別	A
問題54	地球環境問題	A

3. 総評

政治・経済・社会は昨年に引き続き8問の出題となっている。例年差がつく問題は少ない。問題54は過去問学習で正解可能であるが、範囲が広い科目の特性上、新聞やニュース等で広く浅く時事を学習することがより重要である。

9 情報通信・個人情報保護

1. 平均正解数

2020年	2021年	2022年
3問中2.1問	3問中2.2問	3問中2.2問

2. 内容

問題番号	内容	ランク
問題55	人工知能（AI）	A
問題56	情報通信に関する用語	A
問題57	個人情報保護制度	B

3. 総評

情報通信・個人情報保護は昨年に引き続き3問の出題となっている。問題55・56は、現場思考で常識的に判断できる問題であった。情報通信・個人情報保護に関しても近年は時事的な出題が多くなっている。

10 文章理解

1. 平均正解数

2020年	2021年	2022年
3問中2.6問	3問中2.6問	3問中2.8問

2. 内容

問題番号	内容	ランク
問題58	整序問題	A
問題59	空欄補充問題	A
問題60	空欄補充問題	A

3. 総評

平均正解数は例年どおり。文章理解で2～3問正解したい。

3 記述式解説

問題44

【正解例】

B市を被告として、重大な損害を生ずるおそれがあるものと主張し、義務付けの訴えを起こす。(43字)

【解説】

1. 問題文の検討

本問では、「①誰を被告として、②前記のような被害を受けるおそれがあることにつき、同法の定める訴訟要件として、当該是正命令がなされないことにより、どのような影響を生ずるおそれがあるものと主張し（同法の条文の表現を踏まえて記すこと。）、③どのような訴訟を起こすことが適切か」とある。

したがって、本問では、①被告、②訴訟要件（どのような影響を生ずるおそれがあるか）、③提起すべき訴訟を記述すればよいことがわかる。

2. 知識・キーワードの抽出

義務付けの訴えとは、次に掲げる場合において、行政庁がその処分又は裁決をすべき旨を命ずることを求める訴訟をいう（行政事件訴訟法3条6項）。

- 一 行政庁が一定の処分をすべきであるにかかわらずこれがされないとき（次号に掲げる場合を除く）。→非申請型
- 二 行政庁に対し一定の処分又は裁決を求める旨の法令に基づく申請又は審査請求がされた場合において、当該行政庁がその処分又は裁決をすべきであるにかかわらずこれがされないとき。→申請型

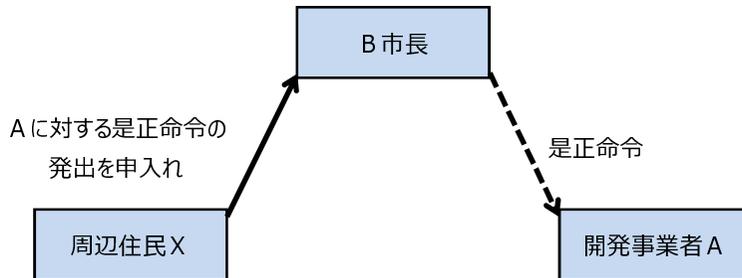
本問の場合、Xらは、「建築基準法に基づき違反建築物の是正命令を発出するよう」求めていることから、義務付けの訴えを提起することになる。また、Xらは当該処分について法令に基づく申請又は審査請求をしたわけではないから、この義務付けの訴えは、非申請型となる。

非申請型の場合、義務付けの訴えは、一定の処分がされないことにより重大な損害を生ずるおそれがあり、かつ、その損害を避けるため他に適当な方法がないときに限り、提起することができる（行政事件訴訟法37条の2第1項）。

本問の場合、Xらは、是正命令がされないことにより重大な損害を生ずるおそれがあるものと主張することになる。

取消訴訟の被告適格に関する行政事件訴訟法11条は、義務付けの訴えに準用される（行政事件訴訟法38条1項）。よって、処分をすべき行政庁が国又は公共団体に所属する場合には、義務付けの訴えは、当該処分をすべき行政庁の所属する国又は公共団体を被告として提起しなければならないこととなる。

本問の場合、是正命令をすべきなのはB市長である。よって、「被告」については、「B市」ということになる。



3. 総評

「被告」「提起すべき訴訟」は記述式の頻出論点であり、「訴訟要件」は記述式における重要ポイントである。設問に「同法の条文の表現を踏まえて記すこと」とあり、条文の重要ポイントについては正確な記憶が要求される。

問題45

【正解例】

AがBの無権代理行為の追認を拒絶しても、何ら信義に反しないから、拒むことが認められる。(43字)

【解説】

1. 問題文の検討

本問では、「Aは、これ（本件売買契約の履行）を拒みたいと考えているが、認められるか。民法の規定および判例に照らし、その許否につき理由を付して……記述しなさい」とある。

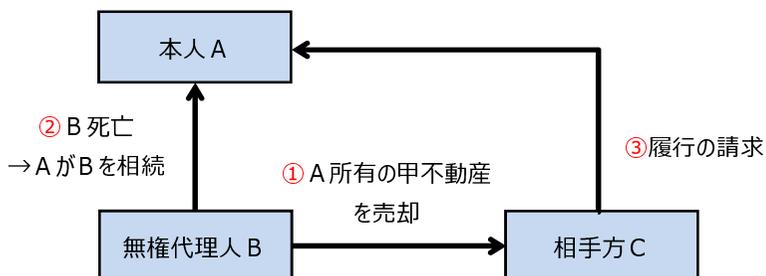
したがって、本問では、①本件売買契約の履行を拒むことが認められるか、②その理由を記述すればよいことがわかる。

2. 知識・キーワードの抽出

判例は、本人が無権代理人を相続した場合について、「相続人たる本人が被相続人の無権代理行為の追認を拒絶しても、何ら信義に反するところはないから、被相続人の無権代理行為は一般に本人の相続により当然有効となるものではないと解するのが相当である」としている（最判昭和37.4.20）。

本問の場合、被相続人である無権代理人Bの無権代理行為は、本人Aの相続により当然に有効となるものではなく、無権代理人Bを相続した本人Aは、本件売買契約の履行を拒むことができる。

また、判例は、その理由として、相続人である本人Aが、被相続人である無権代理人Bの無権代理行為の追認を拒絶しても、信義則に反しないためとしている。



3. 総評

民法の記述式では、理由を問う問題が何度か出題されている。重要判例に関しては、結論をおさえるとともに論理を理解しておく必要がある。

問題46

【正解例】

甲土地の賃借権を保全するため、Bに代位して、妨害排除請求をすることができる。(38字)

BのCに対する妨害排除請求権を代位行使し、塀の撤去を請求することができる。(37字)

【解説】

1. 問題文の検討

本問では、「Aが甲土地に工場の建設工事を開始するために、Aは、Cに対し、どのような請求をすることができるか」とある。

したがって、本問では、この請求の内容を記述すればよいことがわかる。

2. 知識・キーワードの抽出

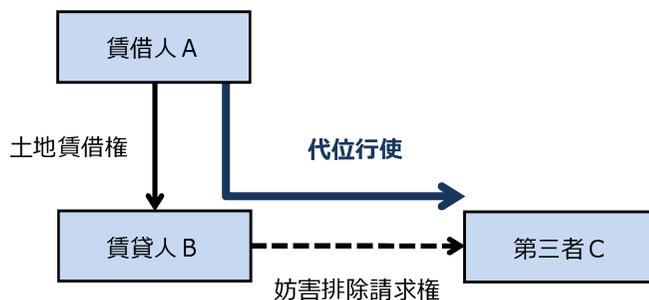
賃借人は、不動産の占有を妨害する第三者に対し、次の請求をすることができる。

- ① 賃借人が不動産賃借権の対抗要件を備えている場合には、賃借権に基づく妨害の停止の請求（妨害排除請求）をすることができる（民法605条の4第一号）。
- ② 賃借人が目的物を占有している場合には、占有訴権（占有保持の訴え）を行使することができる（民法198条）。
- ③ 所有権に基づく妨害排除請求権を代位行使することができる（最判昭和29.9.24）。

本問の場合、「甲土地（更地）」「甲土地の賃借権の登記は、現在に至るまでされていない」とあり、賃借人Aは、土地賃借権の対抗要件を備えていないことから、賃借権に基づく妨害排除請求をすることはできない。

また、「甲土地がBからAに引き渡される前に」とあり、賃借人Aは土地を占有していないことから、占有訴権（占有保持の訴え）を行使することはできない。

よって、賃借人Aは、Cに対し、所有者Bの妨害排除請求権を代位行使して、塀の撤去を請求することになる。



3. 総評

①賃借権に基づく妨害排除請求、②占有訴権（占有保持の訴え）、③所有権に基づく妨害排除請求権の代位行使のうち、いずれの請求が適切かを事案から読み取る必要がある。